

支部ニュース

2025年3月 No.615

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 マン文京関口Ⅱ202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

<第53回東京支部総会特集号 パート1>

- 事務局次長 退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・城北法律事務所 和田 壮一郎
- 基調講演録「教育テクノロジーと憲法」・・・・・・・・・・岡山大学学術研究院 堀口 悟郎教授
- 議事録1日目<総会、討論>
- 議事録2日目<討論>
- 埼玉県立浦和高校の校歌指導について・・・・・・・・・・東京法律事務所 青龍 美和子

第53回東京支部総会特集号 パート1

2025年2月21日～22日、自由法曹団東京支部第53回総会が無事に開催されました。現地とオンラインの併用で行われ、現地参加48名、オンライン20名の計68名が参加しました。特に若手のみなさんに多くご参加いただき、ありがとうございました。支部ニュース3月号と4月号に分けて、総会の内容をお伝えします。



2024年度執行部 退任挨拶

《事務局次長 退任のご挨拶》

和田 壮一郎（城北法律事務所）

2025年2月の総会で事務局次長を退任致しました。2022年から3年間、事務局次長をさせていただきました。事務局次長としては、憲法担当として悪法の改正などに対して声明を起案させていただいたり、各民主団体の方と共同で街頭宣伝に取り組むなどの活動をさせていただきました。特に2022年12月の安保三文書改定以降は、毎年、これを実現化する悪法が出てしまい、抗議活動の一端を担えたのかもしれない。団支部の幹事会のあとに街頭宣伝をするという取り組みもあり、私は憲法担当次長として、ビラ配りのティッシュに入れるビラの作成にも携わりました。作成すると何も知らない人に問題を伝えるにはどのような文言を入れ、どのような図を入れればいいのか難しい面があると思いました。テーマによって、街頭の方の反応の違いがあることも肌で感じました。在任中ですと、旧統一協会と自民党の関係性が暴かれたとき、旧統一協会についての演説やビラは一番反応が良かったように記憶しております。面白い反面、我々が大切だと思っている憲法改悪などにはほとんど関心が払われないなど訴え方をさらに工夫する必要があると感じました。



次長に就任するまで、東京都の政治課題などについて必ずしも関心が払えていなかったのですが、PFAS問題、一般社団法人COLABOに対する妨害行動の問題、東京都知事の歴史認識問題など多くの都民としての課題に触れました。地域の問題についてその地域の法律家が声を上げる必要性は高いと感じました。これからも地域事務所の弁護士の一員として都民の声に敏感であろうと心がけたいと思います。

これまで参加する側だった団支部の行事についてもたくさんの準備過程があり、団員同士の結束や親睦を深めるため多くの労力が割かれていることも実感しました。

最後に、団東京支部も毎回、支部総会やサマーセミナーへの参加が少なく苦勞している面がありますので、私なりのこうした行事に参加することのメリットを記載したいと思います。まず、様々な政治課題について自分が関わっていないことについても情勢を知ることができます。そして、他の団員の活動を知り自分自身の活動にも行かせないかと考えることが私の毎回の楽しみでした。具体的には、地域での野党共闘のお話は毎回、私も自分の事務所の地域で取り組めないか考える機会となりました。なかなか私自身実行に移せておりませんが、これからも団の行事には時間が許す限り参加したいと思います。

基調講演録「教育テクノロジーと憲法」

岡山大学学術研究院社会文化科学学域（法学系） 堀口悟郎 教授

1 はじめに

AIをはじめとする技術が発展し、そのような技術が「教育」現場に入っていく。このような動きを憲法学の見地からどのように評価することができるかについて話したい。

この講演では、E d T e c h (Education+Technology: 「エドテック」)、特にA I E D (Artificial Intelligence in Education)を憲法学の見地から考察する。AI一般に関する論点ではなく、A I E D固有の問題について、である。そして、特定の論点を深掘りすることではなく、広く論点を示して、エドテックに関する法的議論を喚起できればと思う。

まず、エドテックとは広い概念で、例えば、ZOOMも教育の手段として使えばエドテックに含まれる。A I E DはAIを使ったエドテックのこと。今日の講演で念頭に置くのは「学習支援AI」である。

学習支援AIの例を挙げると、AIドリルがある。これは生徒の学習履歴を踏まえて、次に出す問題や解説方法をAIが決定するもの。塾や予備校等では先行導入されているが、公立学校でも導入が進められている。2018年度からは麴町中学校などで導入例がある。

また、AIによる児童・生徒の悩み相談も実施されている。生成AIを活用して、チャット形式でAIが悩み相談を行い、生徒の悩みを早期に発見し、深刻なケースでは、人間のカウンセラーにつなぐこともある。柏市の教育委員会で実証実験が行われている。

AIを用いて児童・生徒の感情を分析し、これを教育・指導に活かす、という方策もある。G I G Aスクール構想のもと、生徒一人一人に与えられているパソコン端末のカメラから生徒の顔等の情報を集積し、その情報データから生徒の心理状態を推測・分析し、それを教員にとって分かりやすい形に変換してフィードバックし、教育・指導に活かすのである。

そして、AIを用いて、子どもの困窮度を判定するシステムもある。子どものデータを連携し、子どもの情報を1か所に集め、それをアルゴリズムで解析し、これにより困難な状況にある子どもを発見すると、自治体からのプッシュ型の支援を行う。先駆的には大阪府箕面市の教育委員会が「子ども成長見守りシステム」を構築している。他方で、これは、例えば、「家族の中に障がい者がいる」、「生活保護を受給している」等といったかなりセンシティブな情報も取り扱うことになるので、かなりリスクの高い政策であるといえる。そして、「教育」というより「福祉」の面が強いともいえる。

このようなエドテック政策には様々な狙いがある。「教育データ利活用ロードマップ」では、AIによって学びの個別最適化、E B P M (エビデンスベースドポリシーメイキング)の推進等が狙いとしては挙げられ、これらが実現すると、どこからでも、だれとでも、いつでも、自分らしく学べることになるという事である。しかし、果たして本当にそうなのか？憲法学の見地からは検討すべきである。

この点、政府もエドテック政策に関して、留意事項やガイドラインを作成している。しかし、これらは



個人情報保護法に関しては記述が充実している一方で、同法に明記されていないものについては記述が薄い。同法に規定がないから検討しなくてよいはずはなく、憲法学における人権論を踏まえた検討が必要なのではないか。

このような考えのもと本公演では、「プライバシー権」、「教育を受ける権利」、「教育の自由」の3つに絞って検討したい。

2 プライバシー権

まず、プライバシー権について検討する。

文科省が公表した留意事項（2023年）は、教職員や教育委員会職員が安心して教育データ利活用を行えるようにという趣旨で示したものであった。これには個人情報保護についての記載は多かったが、プライバシー権の保護についての記載は2頁（個人情報保護法に関する項目の約10分の1）しかなく、さらに、判例や学説の内容もほとんど説明せず、「一義的な定義は困難」と指摘するのみであった。そのため、「これでは安心して利活用できない」という批判を受けることになる。この批判を受けて、文科省は翌2024年に新たに留意事項（2024年）を公表した。

この留意事項の内容は前年のものよりも格段に充実しており、プライバシー権に関する裁判例の解説や具体的な利活用の事例が示された。しかし、プライバシー権に関する裁判例の解説には、「子ども」や「教育」に固有の内容は含まれていなかった。また、具体的な利活用の事例についても、あくまで過去の対応例を示したに留まり、必ずしも対応の模範を示すものにはなっていなかった。

プライバシー権については、憲法学での研究が進められており、近年では、プライバシー権を「自己情報コントロール権」と理解する考え方には批判も強まっているところである。ただ、判例も学説も「情報の性質」と当該情報の「取扱いの態様」を考慮するという点は共通認識となっている。

「情報の性質」は「センシティブ情報」、「生体情報」、「単純情報」の3つに分けられる。センシティブ情報は内心に関する情報等特に秘匿性が高い情報をいう。単純情報は氏名や情報等必ずしも秘匿性が高くない情報をいう。これらの中間に位置する生体情報は指紋等利用方法次第ではプライバシーが侵害される危険性がある情報をいう。

「取扱いの態様」は、「収集」、「保管・利用」、「開示公表」という態様が挙げられる。このうちの「保管・利用」について、最高裁判例上、正面から審査されたことはないが、下級審の裁判例では「みだりに保管・利用されない自由」が明示的に認められるケースもあり、「保管・利用」に関する裁判所の意識が現れている。

ここで押さえておきたいのは、日本型学校教育の特性である。国際的にみて、日本型学校教育は特異な面があり、学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担っている。教師が、子どもの状況を総合的に判断し、指導を行い、子どもの知・徳・体を一体で育むというもので、学校教育において子どもの人格的な成長発展が重視されるのである。学校教育において、生徒指導等による人格面の発達、学習指導による知識・能力の習得と同じくらい重視される結果、学校では、人格的成長を目的とした生活共同体的な教育活動が多くなる。例を挙げると、欧米では、スポーツは民間のクラブ等で行うが、日本では部活動、食事は食堂ではなく給食、掃除は清掃業者でなく、生徒自らが行う、という具合で、全て学校での教育活動の中で行われるのである。

このような日本型学校教育にはメリットもデメリットもある。日本型学校教育においては、教師が生徒の個人情報を収集・活用することが期待されている。何故なら、生徒の個性に応じた人格教育という要請があるからである。したがって、教師が生徒の個人情報をそもそも取り扱わないという「安全策」をとることは困難である。そして、生徒の個性に応じた人格教育が生徒の人格形成に直接的に関わる営みであるがゆえに、教師は人格形成プロセスそのものにかかわる極めてセンシティブな情報も取り扱わざるを

得ない。したがって、利活用する情報の絞り込みや情報の性質に応じた規制が必要である。生徒は日常生活の大部分を学校で過ごすことから、学校は生徒に関して大量の情報を収集可能であり、そこからセンシティブな情報を推測すること（いわゆるプロファイリング）も可能であるのだから、情報の収集や公開のみならず、そのようなプロファイリングについても規制すべきである。

このようなエドテックによるプライバシーの侵害は様々な波及的影響を与える。Holmesの報告書によれば、エドテックによる子どもの監視によって、パノプティコン的効果（観察・分析されているのではないかと疑うことでその人の行動が変化する効果）がもたらされることがある、ということである。これによって、生徒はのびのびとした学びができなくなる。もちろん、教員による監視はもともとあった。しかし、AIによる監視と教師による監視は異なり、AIによるアプローチは教師によるそれよりも長く続く。人間による監視とAIによる監視とは質的な差異があることに留意すべきである。

プライバシー権にかかわる具体的な論点として、利活用する教育データの範囲をどうするか、ということがある。

この点、情報の性質に応じた取扱いが必要であるが、日本学術会議の提言では、利活用する教育データの中にセンシティブ情報が含まれる可能性がある。本来、このような情報は単純個人情報よりも慎重に扱うべきで、「取り扱わない」という選択肢もあるはずである。教育データはかなり広く利用することが想定されているところ、多くの情報を取り扱うことにはベネフィットはあるが、リスクもある。利活用する情報の適切な絞り込みが重要といえる。

2つ目の論点として、プロファイリングの規制をいかにするか、ということがある。

AI等を用いて個人データを分析することにより、自然人の個人的側面（業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心など）を推測することをプロファイリングとEUのGDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則) 4条(4)は定義づけている。このようなプロファイリングは、あくまでも「推測」なので、真実に合致することもあれば、合致しないこともある。そして、合致しなくても、リスクがあるといえる。つまり、合致した場合には、結果的にはセンシティブ情報を取得したと同じ状況になるので、本来は慎重な手続を経るべきであるところ、これを経ずに情報を取得したことになる。他方、合致しなかった場合には、誤った「個人像」に基づいて処遇してしまうという結果を招く。その他にも、子どもに対するプロファイリングにはそれ固有の問題もある。プロファイリングによって事前に選択等を決定しうるため、幼少期、青年期、そして場合によっては成人期における潜在的な自己発達を制限するおそれがある。そのため、子どもへのプロファイリングはより一層規制すべきといえる。日本の個人情報保護法では、このようなプロファイリングを直接規制していないが、他方、EUのGDPRではプロファイリングは規制されており、EUのAI法では、特定のプロファイリングを行うAIシステムについて「許容しえないリスク」を有するとして、原則的に本人同意の有無にかかわらず「禁止」されている。このようなEUの規制の在り方は参考になるだろう。

3つ目の論点として、プライバシーと生徒側の同意がある。

本人の同意はプライバシー侵害を避ける有効な手段の一つである。個人情報保護法でも、個人情報の個人情報取扱事業者による目的外利用、要配慮個人情報の収集、個人データの第三者提供等に、原則として本人の同意を要求するものがある。しかし、教育現場においては、本人同意に難しい問題がある。それは、生徒が未成年であり、判断能力が未熟であるということ（同意の主体の問題）と、学校と生徒の力関係が非対等で、基本的には学校側が強いこととエドテックが学校教育の標準装備へとになっていく中でこの流れに反する方向での同意が現実的には困難であること（同意の要件と効果の問題）である。

同意の主体の論点について、「同意の主体は生徒本人か保護者か？」というものがある。保護者は教育データの利活用の影響について、ある程度理解可能である。また、一般的な法制度としても、保護者は未

成年の同意主体になり得る。しかし、保護者と子ども（生徒）の利害関係が対立している場合もある。仮に子どもと保護者の関係が良好であっても、子どもには親に知られたくない情報もあろう。このような場合でも常に保護者の同意をもって良しとすべきかについては慎重な検討が必要である。

「同意能力は何歳から認められるか」という論点もある。この点、子どもの自律を重視する立場からすれば、同意年齢は低い方がよいといえる。しかし、教育データの利活用が将来にもたらす影響に鑑みるに、相当な知能や能力が必要となろう。アメリカでは、13歳以上、EUでは原則16歳以上とされている。このような諸外国の実態も含めて検討が必要である。

同意の要件について、日本では明文の規定はない。この点、EUのGDPRの同意に関する規定が参考になる。GDPRでは、「任意性」が同意の一要件とされ、データ主体が不利益を被らずに同意を拒否・撤回できない場合には、任意性が満たされないとされている。また、管理者とデータ主体の力関係が不均衡である場合には、事実上の強制となる場合が多いため、同意をデータ取扱いの正当化根拠とすることが原則として認められない。GDPRの「同意に関するガイドライン」は、具体例として、公立学校が学内雑誌に生徒の写真を利用することの同意は、生徒が教育その他のサービスを拒否されず、不利益を被ることなく写真利用を拒否できる場合に限り有効だとしている。このようなEUの例を参考にすると、生徒が教育データの利活用に同意しないと十分な教育が受けられなくなるなどの重大な不利益を被る場合、同意は任意性を欠くため無効と解すべきではないか。

同意の効果について、本人の同意を得さえすれば何をしてもよいのだろうか。この点、AIによる個人情報の利活用が将来にわたってどのような影響をもたらすかは、大人でも予測が難しい。そのうえ、学校教育は同意の主体や要件の問題を抱えていることは先述のとおりである。同意の効果を限定して、同意があってもしてはならない行為を定めておくべきではないか。EUのAI法では、リスクの大きさに応じて規制の在り方を変えている。その中で、教育機関における自然人の感情を推測するAIの使用は「許容しえないリスク」に分類されているにもかかわらず、日本の場合は、それを前のめりに実現させようとしているのである。

同意の効果については、自己決定とプライバシー権の関係でも検討すべきである。つまり、従来、プライバシー権は自己情報コントロール権が通説となっていたが、昨今はこの考え方への批判が強まっているところ、このような学説上の対立も踏まえる必要がある。本人同意による保護も重視すべきだが、本人同意偏重になってもいけないだろう。

3 教育を受ける権利

憲法26条1項において教育を受ける権利が定められている。同項の要件について、2つに分けて検討する。

まず「その能力に応じて、ひとしく」とは、兼子仁の見解が通説ではあるが、能力以外の事由による教育上の差別を禁止するという消極的な意義だけでなく、すべての子どもが能力発達上の必要に応じた教育を保障されるという積極的意義もある、というものである。消極的意義のみ強調すると、戦前日本の教育法制において、教育を受けるに値しない者として、国家教育からはずされていた障害児の場合など、その障害の程度に応じて教育を受ける権利が微弱になることになりかねない。しかし、積極的意義に照らせば、むしろ逆で、障害児こそ人間的発達権の国家的保障を強く要求しうる教育を受ける権利の最たる権利主体と目されなければならない。

ここで、学びの「個別最適化」という考え方と教育を受ける権利が問題となる。学習を個別最適化することには一定のメリットがある。いわゆる「落ちこぼれ」、「吹きこぼれ」に対しての学習の個別最適化は、兼子のいう積極的な意味でのメリットがあることは間違いない。AIドリル

を用いれば、各生徒の能力に応じた学習が可能となろう。しかし、このAIによる「個別最適化」はマジックワードである。

アメリカの報告書によれば、AIドリルは問題の難易度の調整と教材の順序の調整を得意分野とするが、教師は教材の難易度や順序を調整する以上の学習サポートが可能である。教師は、自身の過去の経験と結び付けて生徒を惹きつける方法を見つけ、生徒が「なるほど」と納得するまで説明を組み立てることができる。教師は、学びを「過度に個別化」する可能性が低く、学習者が興味を示した教材のみを提示するアルゴリズムのように、生徒が新しいトピックに触れることを制限しないのである。

Holmesによれば、AIによる学びの「個別最適化」とは、「経路」の最適化に留まるということである。つまり、経路はパーソナライズされても、「目的地」はパーソナライズされていない。目的地自体を個別に最適化する必要がある。

従来の日本の学校教育が画一的な側面があることは否定できない。しかし、谷口聡によれば、既存の学校教育が一方的・画一的になっている主要因として、教育課程の国家的基準である学習指導要領の法的拘束性がある。学習指導要領は、教科書検定の基準、全国学力・学習状況調査などと連動して、学校教育家庭の編成に影響を及ぼし、学校教育の実践における自由や創造性を抑制するものとして機能してきた。にもかかわらず、個別最適な学びをめざす教育DX構想には、学習指導要領の法的拘束性が教員や学校の自由や創造性を抑制し、結果、大量生産型の教育が生み出され、強化されているという認識はない、と谷口は指摘している。

「教育を受ける権利」に関して、旭川学力テスト事件判決は、他者が決めた教育を受け取るだけの権利ではなく、子ども本人の学習要求に基づく能動的な権利でもある旨述べている。これを踏まえると、AIの判定と生徒本人の意思が論点となりうる。つまり、例えば、AIが「初歩的な問題を解くべきだ」としているのに対して、生徒本人は「難しい問題に取り組みたい」と考えるような場合である。このような場合、AIの判断を重視すべき場合もあれば、その逆の場合もあり、調整は難しい。しかし、結果が不自由であっても生徒の意思を尊重すべきで、「不自由を選ぶ自由」という視点が大事なのではないか。

この点、尼崎高校事件判決では、学校長が、筋ジストロフィーで通える保証がなく、原告（障がい児）には養護学校が望ましいとして不合格にした。裁判所はそのような入学拒否は許されないとの判断を下した。裁判所は、たとえ、養護学校が望ましかったとしても、普通高校への入学の道がとざされることは許されず、養護学校の方が望ましいという理由で入学を拒否することは、尼崎高校へ入学し、自己の可能性を最大限に追及したいという原告の希望を無視することになり、障害を有する原告を不当に扱うものであると判断した。この判決は、不自由を選ぶ自由を認めた判決と評価できる。日本学術会議の提言でも、「教育に係る選択は本人が実施するものであり、学習データを利用した推薦や提案が、本人にとって決めつけや押し付けにならないようにする」とされている。これは重要なことだと考える。

Holmesは、生涯にわたって個々の学習者の学習に同行し、支援してくれるAI駆動のスマートフォン学習コンパニオンをつくり出すことは、大きな技術的ステップを必要せず、この「学習コンパニオン」は、生徒の個人的な興味や人生の目標に基づいて、何をどのように学ぶかを決めることも助けてくれるだろうと述べる。しかし、AIが伴走してくれることは便利だが、子どもは成長発達の途上であり、AIから助言をうけることには相当のリスクがある。実はAIの助言どおりに（すなわち、AIの決定に委ねて）学習していることになりかねない。このような事態は子どもの教育を受ける権利と緊張関係に生じさせるのではないか。

4 教育の自由

教育の自由に関して、旭川学力テスト事件判決で一定の判断が示されており、子どもの教育について

は、国、親、教師が教育権を分有している。教育の自由には二つの自由があり、「積極的教育の自由」と「消極的教育の自由」とに分けられる。

前者は、教授の具体的内容及び方法につき、ある程度自由な裁量が認められなければならないというものである。学校教育には、教師と子どもとの直接の人的接触を通じてその個性に応じて行わなければならないという本質的要請があるところ、国が画一的に教育内容を決定していたのでは、この要請に応えることができない。

後者は、公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されない、というものである。戦時中のイデオロギー的教化を防ぐ自由を教師に認める必要がある。

このような教育の自由は子供の学習権を実現するための手段的な権利といえる。

教師の教育の自由は、防波堤の役割を果たしてきた。一方的な観念等を教えるように公権力が命じた場合にも、教師は教育の自由でこれを拒むことが出来る。価値観をうえつける教育の悪影響から未然に生徒を守ることができる。

それではエドテックが関与した場合はどうなるか。この場合、エドテックが教師の代わりとなり、国→企業→エドテック、という教師を迂回した介入ルートをたどることになる。つまり、エドテックを開発・提供する民間企業が公教育に関与し、教育を担うことになる。その結果、エドテック企業やAIEDによる「不当な支配」のリスクが生じる。すなわち、公権力による不当な支配だけではなく企業による不当な介入もありうる社会になる。また、エドテックを通じて国が介入することもあり得よう。この場合、企業やエドテックへの国の介入は「教育の自由」の侵害に当たらない可能性があり、このような教師を迂回した国の介入（民間企業やエドテックへの国の介入）は、教師の「教育の自由」を防波堤とすることが理論上できない可能性がある。

このように、民間企業が教育に関与し、国が民間企業への統制を通して教育に関与するという構図は目新しいものではない。教科書についても同様である。国は民間企業が出版する教科書に対して教科書検定によって関与し、教育に介入してきた。こうした民間企業を通じた介入に対して従来の判例は、教師は教科書を使用する義務があるが、その使用方法についての裁量権を認めてきた。AIEDの使用についても同様に裁量権が認められるのだろうか。

これは理論上は可能であるが、実際には、教育現場においてAIEDは教科書のような「道具」ではなく、「教師役」となるように設計されており、教師抜きで授業を行いうる点がネックとなりうる。教師に裁量権を認めるためには、AIEDをより「教師を手助けする形」にデザインすべきでないか。その設計について検討すべきである。

AIが人間の教師にとって代わることについては他にも様々な懸念が示されている。Miaoによれば、人間の教師の必要性の排除することは、教師と生徒の関係を妨げ、教師を機能的な役割に貶める可能性がある、ということである。

教育の全ての輪の中に教育者を入れ、教師が教育現場で教育しながら、意思決定を行い、教育の準備、計画を行う、という「教育者を輪の中に入れる」という視点が重要である。教師が教育テクノロジーの設計、選択、評価にも入るような形をとるべきである。したがって、エドテックの設計・選定に対する教師の関与を認めるべきである。

Westは、エドテックは教師の自主性を奪うべきではなく、むしろ教師の専門的知識に従うべきであると述べる。エドテック企業が「役に立つ」ツールを開発するためには、教師が設計、試験運用、モニタリング、評価に参加する必要がある。これは開発企業側にもメリットがあるのではないかと。

エドテック政策を進める公権力側も、その見ている方向は省庁によって異なる。教育担当省はどこを向ければよいか。この点、UNESCOは、教育テクノロジーの導入については教育省が主導すべきで、商業

的な考慮よりも教育学的な決定が優先される必要があり、エドテック企業に対する統制が純粋に商業的観点からなされる場合、学習者の最善の利益が危険にさらされる可能性があるとする。児美川は、エドテックはコロナ禍前までは経済産業省がリードしていたが、コロナ禍後は、エドテック政策をめぐって経済産業省と文科省のせめぎあいが見られ、前者はAIによる「学びの個別最適化」を主張するのに対して、後者は人間の手による「個別最適な学び」を重視している、と評している。

経済産業省は、2018年度から「未来の教室」と呼ばれる実証事業を行っている。2018年度には、麴町中学校において、数学の授業を全てAIドリル「Qubena」での自習にするという取り組みをしている。経済産業省の教育産業室長だった浅野は、答えのある勉強の指導においては、学校はAI型教材等を生み出す教育産業は勝てないのであるから、学校はこの分野では教育産業と張り合わずに教育産業が生み出すエドテックを使いこなす側に立って、教師はむしろ面倒で手間のかかる答えのない問いへの対応に集中すべきである、と述べている。このような経産省側の見解は文部科学省とは大きく異なる見解で、そのような見解に基づく経済産業省の関与が必ずしも悪いわけではないが、文部科学省は文部科学省で固有の役割を果たすべきであろう。

5 おわりに

これまでエドテック政策については法学者抜きで議論されてきた。最近では徐々に法学者の関与も増えてきたが、根本的な政策に関する有識者会議等に法学者はほとんど関与できていない。したがって、エドテック政策に憲法的な視点が入り込んでいないのは仕方がないことであり、法的な観点の検討が不十分なのは必然といえる。このような現状には学界側の責任もあり、AIの法的研究は、抽象的・総論的検討の段階から、現実的・各論的検討の段階へと進んでいる。にもかかわらず、エドテック(AIED)分野の法的研究は、抽象的・総論的検討すら不活発な段階である。

とはいえ、少しずつ憲法上の論点は認知されてきている。日本学術会議の「教育データ利活用の更なる促進に向けた考察」でも教育データの利活用について憲法上の論点があることが指摘されている。エドテックは、今はまだ実証段階ではあるが、現実の問題が生じてから検討をするようでは遅い。エドテック開発には莫大な費用が投じられており、一度走り出してから止めることが難しいし、また、子どもに与えられた影響を事後的に除去することも難しい。そのため、設計段階で子供へのリスク軽減のデザインを構想することが必要である。エドテックはうまく使えば多くの問題を解決できる。しかし、暴走すると怖いものでもある。暴走しないように、ブレーキだけではなく、シートベルト、エアバッグ等の安全装置を組み込むべきである。法学者も、事が起きてから批判的検討を始めるのではなく、設計や運用に関する議論に積極的に加わるべきである。

質疑応答

Q プロファイリングの規制について、特に子供に対するプロファイリングは潜在的に自己発達を阻害するというので、深刻な被害に結びつくものだと思う。このようなプロファイリングを規制する署名等の立法を求める動きは有効か？

また、監視のリスクについて、どのような心理的なメカニズムで、子どもは監視されているという認識・意識を持つのか？ どうすれば監視されているという意識を持たずに済むか？

ベネッセの国語の教材に、物語に登場する漢字の読み書きを練習するものがあつた。その物語は戦争を題材にしたもので、書き取り問題では、例えば、「勇ましい男の子」、「軍歌が流れる」、「勇敢な兵隊」といった憲法的に否定されているような存在も機械的に練習の題材とするものがあつた。AIが教育に用いられれば、憲法的な価値観や人権の考え方が排除される危機感を抱いたが、この点に

ついてはどうか？

A 一点目について、プロファイリングの規制について、立法が重要である。日本の個人情報保護法でもプロファイリングについて議論はされていた。しかし、間接的な規制を講じるに留まり、正面からの直接的な規制はされていない。しかし、正面からの規制がないとプロファイリングの規制は難しく、そのような規制の立法を求める動きが重要である。

二点目について、アプリの設計によっては萎縮の度合いは低くなるとこともあると思う。しかし、それは小手先の対応に過ぎず、実際には監視されていることには変わらないので、抜本的な解決ではない。監視は自由な会話を妨げる等、大きな萎縮効果をもたらすものであり、さまざまな精神的自由を圧迫することにもつながりうる。AIによる児童生徒の監視は、原則として行なうべきではないと考えている。

三点目について、エドテックが入ると、民間企業が教育に介入することになる。このことをどう捉えるか。デジタル教材も教科書検定の対象とするという方向性が国からは示されているところ、この検定の持つ両義性、つまり、教育の自由・創造性を抑圧してきた一方で、不適切な教材が入ってくることを防いでいたということは、エドテックにも同様に妥当する。少なくとも、教育の専門家ではない民間企業がダイレクトの教育に関与することは許されないと思う。エドテックの設計に教師が関与することが大事で、教師をサポートする役目のAIを目指すのがよいのではないかと思う。

Q 教師が設計に携わらず、民間企業が利潤を追求した結果、教育の内容はどこまで暴走しうるのか？
エドテックが教育内容について模索することがあるのか？

A 民間企業が入ることの影響は様々だと思う。民間企業は、公教育で得られたデータを今後の営利活動に生かすことを考えるだろう。つまり、教育データを自社の利益に利用するということである。これは教育データの目的外利用になりうる。更に教育段階から介入すると、「どういう人間を育てるのか？」ということにも関与できるため、企業にとって良い人材を生み出すための介入、ということも考えられる。AIが教育内容を考える、ということについて、生成AIの発展により、技術的には可能となる。しかし、生成AIはミスを起こす。精度は上がってもミスはある。これが子供にあてる影響は大きいと思う。人間も間違えることはあるが、AIの場合は人間ではありえないミスをする。また、AIは過去のデータから学習するので、差別的な考え（白人優位の考え方等）を学習する恐れもある。

Q 教育のAI化によって、親の経済力による教育格差が拡大しないか？対策はあるのか？

また、経産省の「教師は面倒で手間のかかる答えのない問いに集中すべきである」というような考え方について、このような考えが進むと、そのうち答えのない問いの価値が下がるのではないか？これについてご意見をうかがいたい。

A エドテックに関しては、これまで「隠れ教育費」と言われていたものよりも格段にお金がかかる。それにどれだけ投資できるかで重大な差が出ると思う。公教育で絶対必要なことは無償にすべきである。

二つ目について、AIが答えのある問いに答えを出してくれるようになると、答えのない問いが軽視されていくのではないか、という可能性はたしかにないではない。また、答えのある問いについても、それを学ぶプロセスがおざなりになり、いきなりAIに答えを聞いてしまう、ということが起こりうる。従来の集団授業における教師の役割を軽視すべきでないと思う。

Q 子どもの意見表明権の観点から、教師から言われるのとAIから言われるのでは影響が違うと感じる。AIが子供の自己決定権にあてる影響についてどのように考えるか？

A 親や教師の場合は子どもの決断に強くかかわる（強制に近い場合もある）が、AIはそこまでせず、よりソフトに助言する。しかし、そのソフトさが厄介。親や教師と異なり、AIはずっと子どものそばにいて子どもはAIの助言を受け入れやすい状態になってしまうのではないか。特に、批判能力がない未熟なころはなおさらである。子どもの自己決定権の尊重という観点からすると、ある程度成熟した段階からAIからの助言を受けるシステムを導入すべきでないか。

Q AIで子どもの状況を分析して個別最適化をした結果、習熟度に応じてわけていくことになると、学習についていけない子どもを「切る」ことになるのではないか、そういう風にならないようにするためにはどうすべきか？

AIによる個人情報の取得に関して、技術的にどのように規制すべきか？

A 後者の質問について、たとえば学習塾における個人情報の取扱いについては、子ども本人または保護者と学習塾との間の契約を通して、自己情報コントロールが可能。しかし、公教育は、教育委員会との関係、しかし、教育データ利活用の場合、企業と契約するのは子ども本人や保護者ではなく教育委員会や学校法人であるため、契約を通じた自己情報コントロールが困難である。そのため、教育委員会や学校法人が委託者として企業を適切に監督・監視する責任を果たすことが重要だと考えられる。

前者の質問について、AIによる個別最適化の結果、子どもによって全然学んでいることが異なる、年齢別ではなくなっていく、という可能性はたしかにあると思う。ただし、学習が遅れている子どもが家庭での自習にAIを使い、自分自身のレベルにあった出題と解説をしてもらうことで、遅れを取り戻すという可能性もある。このように、家庭内での自習にAIを導入するというのは、一つのありうるかたちだと考えている。

議事録 1 日目 <総会>

和田 壮一郎次長（城北法律事務所）

「憲法の明文改憲、及び実質的改憲の阻止のために行動する決議（案）」の趣旨説明。

安保三文書による行き過ぎた軍事費増加の動きが活発化している。東京支部でも何度も決議を上げているところであるが、改めて今年も決議する必要がある。この中でも取り組まなければならないのは、能動的サイバー防御法案の反対運動について。官民一体の情報共有はプライバシー侵害の内容であり、また、サイバーによる先制攻撃などは平和主義を破壊するもの。明文改憲についても、衆院憲法審査会の動きは予断を許さない。昨今の選挙でインターネット上のデマや広告の在り方を考えるに、憲法改正の国民投票でも同じような事態が起こることも想定されるので、これらへの対応策について慎重な議論なしに作業だけ進むことは許されない。

山口 真美団員（三多摩法律事務所）

議案書に賛成する立場から団本部幹事長として発言する。憲法と平和を巡る問題。

アメリカでトランプ政権が誕生した。トランプは世界がこれまでに見たことがない最強の軍隊を作るといって軍事第一主義を打ち出している。ガザに対してはエジプトに移住させてアメリカが植民地化するなど、民族自決の精神を踏みにじっている。

昨年4月の日米共同首脳声明では、南西諸島における二国間のプレゼンスの向上や日米の防衛産業

力強化等を打ち出している。2027年度以降も抜本的な防衛力の強化を歓迎するというので日本に対する際限のない防衛力の強化も打ち出している。また、中国を名指しで批判もしており、台湾有事を煽るような動きも加速している。

安保三文書路線に基づく軍拡を推し進め、これを継続強化するというのが今の政権。戦後80年となる節目の今年は、東アジアに平和をもたらすためには何ができるかを考えないといけない。

国会情勢についても発言する。昨年の総選挙で自公政権が大敗した。自公政権が民主主義をないがしろにしてきた政治が今後は出来なくなる。ただ、根本的には立憲野党が勝ちきれなかったという反省もある。野党共闘についての率直な反省が必要で、立憲民主党への働きかけも必要。そうはいつても、過半数ポストを立憲野党が占めていることをどう考えるか。立憲民主党の枝野幸男議員が憲法審査会会長となったが、立憲民主党は改憲について議論をするという立場を崩していないから、毎週審査会が開かれてしまうということに繋がっている。改憲発議にもっていかない憲法審査会をいかに作るかという視点が大事。世論と議論で立憲民主党を励ましていく。

軍拡について国民に知らされていないことを前提に、どう伝えるかを考える必要がある。先ほども報告のあった能動的サイバー防御法案について団本部ではサイバー先制攻撃法案と呼ぶことにした。こうした戦争する国作りを阻止するための動きを大きく作っていく必要がある。

そういった意味で5月集会を沖縄の地で行う。まずプレ企画で呉叡人さんをお呼びして台湾と沖縄の平和を考えたい。また、記念討論では李京柱さんをお呼びして戒厳令と韓国についてお話いただく。8月には広島で憲法討論集会も行う。投稿を絶賛募集中なので色々な観点からお寄せいただきたい。

吉田 健一団員（三多摩法律事務所）

能動的サイバー防御法案について。

2月7日に政府が法案を出した。サイバー攻撃にて民間飛行機が止まってしまうとか、銀行の業務がストップしてしまう。ウクライナでもロシアにより同じようなことがおこっている。インターネット空間に不正に侵入し、大量のデータを破壊したりシステムを書き換えたりする。これを戦争になぞらえると、ミサイルで破壊しなくとも事実上機能を失わせることができってしまう。もともと経済安保法で日本のシステムには隙間があって強いシステムを作ることがうたわれ、強いシステムの整備作りがなされた。今回の法案は日本のシステムを強くする以上に、政権が国民監視をして、敵にサイバー攻撃ができるようにする、安保法制でいえば敵基地攻撃能力のサイバー版である。

ひとつは情報をどうやって取得するか。政府とインフラ事業者が協定を結んで通信の情報を提供させる。これは同意でとなっているが、一方的に取得できるデータもあるし実質的には通信をすべて把握することになる。これ自体が通信の秘密を害するという問題がある。

もうひとつは、インターネット上システムの無害化。警察官職務執行法と自衛隊法の改正によってなされる。警察が令状なくともインターネット上のシステムを無害化したり、破壊できるようにするもの。在日米軍のコンピューターを守るためにもできるという類のもので戦争に行きつく危険性がある。重大な問題であるので国民に知らせていく必要がある。しかし、残念ながら、立憲民主党や国民民主党は反対はおろか積極的に進めるような動きもある。こうしたところも含めて頑張っていきたい。

村瀬 はるか団員（東京合同法律事務所）

馬毛島基地問題について弁護団の立場から発言する。

馬毛島は鹿児島県西之表市にある島で無人島。現在は米軍の滑走路を造る工事が行われている。2017年、2021年の市長選では反対を掲げている市長が当選したが、態度を事実上翻し、馬毛島の国への売却を突如行い、市道の廃止処分を行った。2030年には基地が完成見込み。

最近の情勢を2点ほど。1点目は市民30人が住民訴訟を起し、市道廃止措置の取消しを行った。漁業権の廃止の訴訟も継続している。この間、東京支部からは、塚本団員、大井団員が馬毛島に初上陸。そこで九州防衛局が根拠もなしに上陸を辞めるように警告してきた。馬毛島には漁師の入会権も残っているのでこの立場からも頑張りたい。

2点目は、この間西之表市で市長選、市議選があった。原告団から市議会議員に2名当選した。ただ、反対派7名、推進派9名の構図だったが、反対派の現職が立候補を取りやめてしまったこともあり、反対派の状態は厳しいものとなってしまった。市長選についても原告団の三宅さんが立候補したが残念な結果だった。

さいごに2025年度の予算が成立してしまうと、馬毛島基地関連費は1兆円を超える。軍事費43兆円の枠外で成立する問題がある。

藤田 力さん（国民救援会東京都本部事務局長）

乳腺外科医事件について。

差戻審で科捜研がやってきた鑑定がいかに酷かったかを明らかにした。齋藤裁判長は2019年の大崎事件第3次事件の最高裁調査官。彼が大崎事件をひっくり返した道筋を作った張本人だと思われるので、そんな彼のもとでも何とか頑張りたい。

続いてサイバー防御について。大垣市民監視違憲訴訟事件との関連で述べると、市民の運動を警察が監視したことが違法と述べたもので、サイバー防御法案の危険性が分かる。サイバーは目に見えないもので、例えば、軍事衛星によって国民監視がされるであろうところ、サイバー防御法が出来てしまうと衛星による日常的な監視が行われてしまう。

最後は公選法。今年で男子25歳の普通選挙開始から100年。日本政府が当時法案をつくるときに戸別訪問制度の有無にあたってイギリスを参考にした。面白いのはイギリスでは戸別訪問をいい制度だと理解していたということ。当時の政府で、戸別訪問がおかしいと述べたかということ、候補者だった。無産者階級が国会内に入るのは困るから戸別訪問が禁止になったという背景がある。デマに対抗するには街中でフェイストゥフェイスで会話ができることが大事。そういう公選法の改正を目指していきたい。

中川 勝之団員（東京法律事務所）

「憲法の明文改憲、及び実質的改憲の阻止のために行動する決議（案）」の中では、行動の中身が具体化していなかった。私の方からは総がかり行動から大軍拡反対署名ができたのでこれを広げていこうということ呼びかけたい。首相も変わったこともあり、事務所の発送物に入れて、また、団支部でも目標を決めてやろうではありませんか。

立憲民主党は若干の予算組み替えをしているけど大軍拡には何も言わない。国民民主党や維新の会などは大問題。れいわ新選組も国債発行はいうが大企業の内部留保はノータッチ。今回の署名はまさにそういう生ぬるいところを指摘する使える署名だと思う。大いに活用を。

西田 穰幹事長（東京東部法律事務所）

「改めてイスラエル軍のガザ地区及びヨルダン川西岸地区から即時完全撤退とガザ地区の封鎖解除を求める決議（案）」の趣旨説明について。



昨年の10月7日のハマスの行動から議論を始めるのは誤りである。遡りとしては、今から75年前のイスラエル建国のとき、パレスチナ人70万人が土地を追われてしまったことから議論を始める必要がある。

イスラエルがその後、ガザ、ヨルダン川西岸地域を違法に占領したということが国際法で認められている。違法な占領に対抗する組織がハマス。アラファト議長のとくに和平交渉が成立したが、その後とん挫してしまう。その後は、ハマスが力を付けて選挙で勝利したのに、承認しなかったことで内戦が始まってしまう。この経過からも明らか

であるがイスラエルによって非人道的な状態が作られている。ハマスの攻撃を正当化するものではないが、ハマスの行動は非人道的な状態を打破するための動きである。国際法違反の状態であるということ念頭にイスラエルに迫っていく必要がある。

停戦合意によって一時的に停戦しているが、80%以上の病院が破壊されてしまっており市民の日常は戻っていない。トランプはガザ地区を占領するという発言など、許されない発言も続いている。これからもパレスチナの問題は続いており、むしろこれからが正念場である。団東京支部としては、まず、第1にイスラエルのガザ地区からの完全撤退と封鎖解除を求め、第2に恒久的停戦によりパレスチナ人のガザ地区での生命、身体、財産、居住の権利、その他国際法上人間に認められるすべての権利を保障する決議を上げたい。

議事録 1 日目 < 討論 >

白神 優理子団員（八王子合同法律事務所）

企業団体献金の即時廃止を求める決議を団本部、支部でも出してほしい。軍拡を阻止するという意味でも、改憲阻止の運動のかなめになると考える。

裏金問題での国民の怒りが自民党を追い詰めた。経験上、国民への対話でもこの観点でも共感が得られると感じている。選挙のとき何度もスピーチしていたら反響があり、八王子の平和のスピーチでも話して、国会前でも要請され話をした。

ここに焦点をあてるメリットは、大軍拡だけではピンとこない人でもお金の話、一部の企業、大金持ちのために政治が動かされているんだと訴えることで、個々の論点では共感されない人からも共感を得ることができる。

ニューヨークの反戦の運動家の方からイラク戦争のとき反戦ではなく予算の話をしたら多くの労働者から共感を得たという話を伺った。

もう一つのメリットは選挙の話で、選挙のときは各政党は美辞麗句が多いが、企業団体献金について何と言っているかが重要なポイントになると思っている。どこの政党に投票するかポイントになると色々



な場で話をしている。

この間、大学で学生に講演した。さすがに2時間30分で話す学生が改憲を阻止したいなど前向きな感想をくれる。あるとき選挙のときにどの政党に入れた方がいいかと質問を受けた。企業団体献金に反対しているのがポイントになると話をした。

全国東京の各地域でも憲法の運動を定例で共同で行うことが重要だと考えている。

選挙での共闘を作る基盤であり、あらゆる問題についての運動を一致団結して取り組む結節点になるので、ぜひ各地でもお願いしたい。

治安維持法100年ということで、「治安維持法100年と現代」という本が大月書店から出版される。私も一部執筆した。団の声明なども参考にさせていただいた。

青龍 美和子団員（東京法律事務所）

議案書第1章はじめに関連し、総選挙の結果などについて。

企業団体献金の禁止については予算の審議が終わったら法案の審議に入る、自民党は企業団体献金の禁止は言わないとしている。昨年の立憲と社民党の法案では、企業団体献金の禁止が入っている。裏金問題を終わったことにせず、改めて声を上げる必要がある。

東京法律の憲法委員会では今年参議院選挙と都議会議員選挙があるので、改憲勢力を減らすための取り組み、都議会でも裏金問題があるので追及していきたい。核兵器禁止条約でも各自治体で声明を出させようということで、裏金問題と2本のテーマで取り組みたい。

団本部では、院内集会の提起などした。

東京法律9条の会で裏金問題Q&Aを作成した。所員が飼っている犬や猫を登場させ、なるべく文字を少なくしわかりやすく裏金問題を解説している。またYouTubeでも解説している。チラシを配っている段階ではないかもしれないので、議員のロビー活動をやろうと考えている。

都議会自民党の裏金問題が発覚しており都議会自民党に対する追及も東京支部でできないか。声明や決議をあげていただきたい。



並木 陽介団員（旬報法律事務所）

憲法フェスティバルについて。憲法に触れていただく機会をということで一般市民向けに毎年行っている。

一般市民の方と共同で、実行委員会形式で進めている。

今年は「戦後80年と憲法のこれまでとこれから」がテーマ。

2025年6月26日13時 日経ホールにて。

出演者は、浅倉むつ子先生（労働法とジェンダーが専門）、山極寿一先生（ゴリラの研究者）。山極先生は、暴力と戦争は人間の本性ではなく、誤って人間の本性を使ってしまったと述べていらっしやいます。

ご参加と応援を。



中村 紘己団員（東京南部法律事務所）

憲法という観点であすわかに参加して、パルシステム東京で2回ほど憲法を知っていただくということで講演を行ったので報告します。

組合員さんから、憲法が今危ないと聞いているが、私たちに関係ないのではないかと疑問をいただきました。パルシステム東京は、非常に憲法に関心がある団体で、憲法は国を縛り国民を守るものと教えていただきたいということで依頼を受けました。スライドを作成して講演した。憲法って何なのというところから始めた。大事なものだと思うが、分からないという声を受けて講演しました。

使ったのは、あすわか紙芝居「王様をしばる法」。戦前の制限的な権利から憲法がどうやってできたかという内容です。

2回講演したが2回目は子どもといっしょにみてるようになった。感想で憲法がとてもわかるようになったという声をいただいた。

憲法かるたを利用して「こ」「う」「ふ」「く」「へ」「い」「わ」という読み札を紹介した。結果的に会場で憲法かるたが買われたりした。

話していて反応が良かったのは24条関係で、同性婚訴訟を紹介した。

「不断の努力をふだんから」というかるたで講演の最後を締めているが、みんなが選んだ政治家を見張らないといけないがこれには憲法を知らないといけないということや、ニュースなどを見ていただき政治への関心を高めてほしいというメッセージが伝わった。

何も知らなかったという方から憲法についてよくわかったという感想をいただき法律家として非常に光栄だった。

みなさまぜひ、講師活動をやりましょう。また、憲法カフェのネタも紹介してください。



議事録 2 日目 < 討論 >

神宮外苑問題

（本間 耕三団員 東京法律事務所）

- ・大きく三つの動きがある。
- ・一つ目は、東京都に対し施工認可の取消訴訟が提起された。環境影響プログラムに問題があるという主張で、原告適格や違法性など争点が多い。
- ・二つ目は、樹木の伐採許可の取消を求める訴訟が係属している。風致地区条例には、東京都が伐採を許可しないと伐採ができない旨規定されているが、都が伐採許可の規制基準を緩和したため、その緩和が違法事由になることを理由にして取消訴訟を提起した。
- ・三つ目は、再開発事業の対象地区の中に新宿区の区道が含まれているが、その区道を廃止するにあつ



て一旦廃止して、別の場所に付け替えるということが進められていて、その区道の付け替えを巡る問題がある。これは、区道を廃止して、廃止した跡地は新宿区の所有地となるが、再開発事業の中で権利返還により新しく設定される区道に新宿区の所有権が移る。その新宿区の所有権はまだ道路を作るかたちで設定されていないが、権利返還の後・再開発の工事が進められる前に（まさに今年7月頃に権利返還が予定されているが）、抽象的には新宿区の所有権が明治神宮球場の下あたりに移る。そして、再開発事業中は新宿区が所有する道路は使用できないとして、新宿区と三井不動産との間で都への保証金を取り決める協定が結ばれており、その保証金が約18億円と定められている。その金額の妥当性について監査請求を行っている。都心の一等地の広い土地を8、9年にわたって貸し付けるのに18億円は安すぎであり、試算したところ、適正妥当金額は32億円だった。この14億円の差額は新宿区に損害が発生しているとして、1月8日に監査請求をしたが、不適法却下された。却下の理由は損害に関する事実証明がないため。損害があるか否かは監査して初めてわかる問題で、それを不適法却下するのは明らかに理由がないので、一昨日2回目の監査請求を行った。

- ・自分は周囲に対し、神宮外苑の問題に興味があるということをやっていたら、運動に関わることができた。しかし、運動面が弱い部分がある。団員弁護士として地域の要求に取り組んでいきたい。

京成立石駅再開発問題

(柏木 優孝団員 東京東部法律事務所)

- ・現在、京成立石駅では市街地再開発事業が進められており、葛飾区役所が市街地再開発事業にかかる権利返還により、駅前に新しく建築される高層ビルの3階に入ろうとしている。そして、同じビルの2階の価格と比較して、2倍以上の価格で取引される予定。階が上がるにつれて価格が安くなることからしても、非常に不相当。葛飾区は7億円以上も損害を発生させている。議会の同意を得ておらず、区長が独断で進めている。葛飾区長がこのような権利返還計画に同意したことが違法であるとして、弁護団を組んで対応をしている。
- ・現在原告は237名。4階以上も同様の動きが予想される。団員にも協力をお願いしたい。



本部の労働委員会、貧困委員会活動について

(高橋 寛団員 旬報法律事務所)



- ・本部では、厚労省の労働基準関係法制会が出した報告書を批判的に検討し、今度主に下記2点についてまとめた意見書を提出する予定。
- ・一つは、兼業副業の場合における割増賃金の計算に関する労働時間の通算の撤廃についての意見。現在は、事業所が異なる場合でも労働時間が通算されて、割増賃金が支払われると解釈されているが、それが撤廃される動きがある。兼業副業を推進する企業からは通算について反対の意見が強い。
- ・もう一つは、テレワークにおけるみなし労働時間制の創設に関する意見。テレワークをしていたら、労働時間を管理し

なくて良くなるので、その問題を指摘していく。

- ・また、本部では、東京地裁に対し、労働問題の研究者とのクロストークのお知らせ、話題事項について行政文書の開示請求をした。黒塗りで開示されたため、異議を申し立てる予定。
- ・自治体によって、生活保護を受給するには、扶養義務者からの扶養や援助を受けることが条件であると解釈されている動きがある。生活保護のしおりでも、生活保護を受ける前に、まず働いたり、年金や手当をもらったり、資産を処分するなどするよう求める記載がある。明らかに条文に反するので、団支部でも反対の活動をしていきたい。
- ・貧困や労働の問題は改善も見込めてやりがいも持ちやすい。是非若手団員にも携わってほしい。

再審法改正

(泉澤 章団員 東京合同法律事務所)

- ・再審法改正は現実化しているが、やはり法務省や検察庁の抵抗が激しくなっている。
- ・改正の必要性については決議案のとおりであるが、1970年代、80年代にも同じような議論があり、むしろ現在よりも野党が元気で盛り上がったが、結局潰されてしまった。しかし、最近は再審開始決定からの無罪判決が続き、袴田事件もあり、国民世論としても再審までにこれだけ時間がかかるんだという思いが強まっており、再審法への問題関心も高まっている。
- ・自民党から日本共産党まで全党を上げて再審法改正は動いているが、昨年12月20日に法務省が法制審にかけることを考えているというスクープが報じられた。今までの法制審を振り返ってみると、刑事関係では、警察側が出てきて、獲得したい成果をあげられないばかりか、逆に改悪されてしまうという傾向もあった。2016年の刑事訴訟法の改正の際も、可視化は獲得できたが、司法取引や盗聴法等が盛り込まれてしまい改悪的要素も入ってしまった。法制審というのは、法務省側の抵抗の材料の一つ。これに対して、議連は、法制審にかけたとしても議連による議員立法は行うと主張しており、法制審と綱引きの状態。
- ・ここまで自民党を動かしたのは、地方を中心に、袴田事件のおかしさから再審法を改正する必要性があるという声が上がってきたのが大きいですが、これは自由法曹団員の活躍があったからこそその動き。しかし、東京は動きが弱く、都議会として再審法改正について意見表明をしてほしい。区や市町レベルでは成功を出しているところもある。自分としては、都議会選挙で多数をとって、再審法改正の決議を上げることが期待するのと、それを後押しする団員の活躍が求められていると考えている。

刑事法制IT化法案

(藤原 朋弘団員 中野すずらん法律事務所)

- ・今年2月末に刑事法制のIT化が法案として出される予定。令状のオンライン化、公判前整理手続き・公判のオンライン化、証人尋問のビデオリンク方式の拡大、電磁的記録提供命令制度の創設、盗聴法の拡大が含まれており、特に問題なのは電磁的記録提供命令制度の創設と盗聴法の拡大。
- ・電磁的記録提供手続き命令制度の創設は、例えば●月●日から●月●日までのメールデータ一式をここに転送するよう求めるなど、今までフロッピーディスクを有体物として差し押さえていたものを、データを転送



するということで差し押さえることができるようになる。これには被疑事実と全く関係がないものを大量に差し押さえられてしまうという問題がある。また、仮に無罪となった場合でも、大量に蓄積されたデータは削除されないままデータベース上に残ってしまう。

- ・盗聴法の拡大は、盗聴法自体がそもそも違憲立法であり、今回の刑事法制のIT化に紛れて、しれっと毒饅頭のように含まれている。
- ・刑事法制IT化について審議されることを知らない人も多い。野党でも立件民主党は反対しないことが予想されるため、積極的に国会要請や議員レクが必要。本部では意見書を作成中で、近々完成予定。支部員にも協力をお願いしたい。

SES事件

(伊久間 勇星団員 東京法律事務所)

- ・SESは、自社の従業員を他の取引先に派遣して、その技術的サービスを提供する代わりに請負報酬を得て利益を上げるという業態。そのSESの代表者が従業員に対して経歴詐称を強要したり、プログラミングスクールの代金請求、給料の天引きをしたため、損害賠償請求を提起した。
- ・被害者は20～30代で、大手求人サイトから会社に応募した。面接では、プログラミングスクールに通えるかなどを質問され、応募者は通って頑張りますと回答して、内定が出た。しかし、実際のプログラミング研修では、取引先に経験豊富な経歴を詐称する方法を指導された。会社は、派遣する社員を経験者と装って取引先と契約を締結して、利益を上げていた。ところが、実際は、派遣社員はプログラミングの経験が乏しいので、現場ですぐに経験不足であることがばれて、精神的に追い込まれ退職してしまう。そして、プログラミングスクール代として支払った60万円も返還されない。また、会社は社会保険料も未納であった。そのため、会社に対し、天引きされた賃金やスクール代、慰謝料を損害として賠償請求した。
- ・地裁では、スクール代全額や研修を受けていた時間に払われていなかった賃金が損害として認められた。高裁では、追加で、退職後に再就職までにかかった逸失利益も損害として認められた。
- ・この事件の根底には、IT業界における多重下請け構造や悪質な業者の広告を掲載してしまうデジタルプラットフォームの問題や求人サイトの問題が潜んでいる。そのような構造面についても、団支部で取り組みたい。

2日目に行われた山添拓参議院議員の国会報告及び討論の一部については、
4月号の総会特集パート2でお伝えします！

埼玉県立浦和高校の校歌指導について

青龍 美和子（東京法律事務所）

■ 「校歌指導」とは

埼玉県立浦和高校では、長年、新入生のオリエンテーションの一部として、「校歌指導」がおこなわれている。入学式の翌日・翌々日に開催される生徒主催の行事で、応援団が中心となっているようである。「校歌指導」の方法は、年度によって多少の違いはあるようであるが、だいたい次のようなものである。

- ・体育館に新入生全員が集められ、突然照明が消されて真っ暗になる。
- ・複数名の上級生が竹刀を持って、床を叩き、怒鳴りながら入ってくる。
- ・2階から見てヤジを飛ばす上級生もいる。生徒会や運動部の生徒のようだ。
- ・「〇組〇番、立て」とアナウンスが流れ、校歌の種類を指定されて歌うよう命じられる。
- ・該当する生徒が立つとスポットライトが当てられる。
- ・当てられた生徒の周りを上級生複数名が取り囲み、うまく歌えなかったり、声が小さかったりすると、大声で怒鳴り叱る。その際、竹刀を床に打ち付けて威嚇する。
- ・当てられた生徒以外にも、上級生から「背筋が曲がっている！」などと怒鳴られることがある。「はい」と返事をすると、「オス！」と言えと怒鳴られ、「オス！」と大声で言えるまで繰り返させる。
- ・歌えなかった生徒たちを一番前に並ばせ、正座させていた年もある。

私が直接聴き取りをした生徒によれば、新入生オリエンテーションは2日間にわたって開催され、2日間ともこのような「校歌指導」がおこなわれたとのことである。

浦和高校の校歌や応援歌は8種類ほどあるらしく、入学式前に事前にCDが送られ、入学式の日のクラスの担任教員から覚えておいたほうが良いと言われることもあったという。

「校歌指導」に教員は立ち会っていないが、生徒たちに体育館の施設と照明や音響の設備の使用を許可しており、どのような「指導」がおこなわれているかは認識されている。

浦和高校の「校歌指導」については、今年2月9日に朝日新聞が、2月13日に弁護士ドットコムニュースが報じている。それぞれ複数人の卒業生のインタビューが紹介されており、上記方法についてはおおよそ共通している。

■ 「校歌指導」の問題点

以上に記した「校歌指導」について、皆さんはどう思うだろうか。

私は、大きなショックを受けた。いじめ防止対策推進法2条1項は、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しており、浦和高校の「校歌指導」は「心理的又は物理的な影響を与える行為」であって「当該行為の対象とな

った児童等が心身の苦痛を感じている」いじめにあたることは明らかだと思う。

学校のことをほとんど知らない入学したての新生生に対して、圧倒的に優越的な地位にある上級生が威嚇し、脅威を与えて校歌を強制する。新生生の尊厳や自主性はまるで無視で、暴力的な手法で上級生に従わせるのである。「暴力と支配」の構造が、入学した直後から植え付けられるのである。まさに軍隊である。

浦和高校といえば、成績優秀な生徒たちが集まる進学校で、多数の生徒が卒業後は東大をはじめとする国立大学や有名私立大学に進み、その後、大企業に就職したり公務員になったり起業したり、将来大きな影響力を持つ立場になるはずである。そういう人たちが、暴力的な言葉や態度で弱い立場の新生生に物事を強制していくこと、指名された生徒以外の新生生も自分がいつ指名されるかわからない精神的な恐怖を抱えるのに慣らされていくこと、それを教員たちが黙認していることは、とても恐ろしい。

私が担当していたさいたま新都心郵便局過労自死事件の職場でも、仕事でミスをする約300名の従業員の前で「お立ち台」に立たされて怒鳴られるというパワハラがあった。依頼者の夫（被災者）は「お立ち台」に立ったことはなかったが、立たされ怒鳴られる人たちを見たことが、自死につながるうつ病発症の原因の一つになった。「校歌指導」は、この「お立ち台」を想起させる。

「校歌指導」は、浦和高校だけでなく、全国的におこなわれてきたようである。朝日新聞や弁護士ドットコムの記事が出た後、SNSで「#浦和高校の校歌指導」がトレンド入りし、関連の投稿を見ると、東北から九州まで、公立・私立を問わず、とくに進学校で、浦和高校と同様のことがおこなわれていたという実体験が数々あった。ちなみに、暴力的な「校歌指導」が男子校だから行われていたということは必ずしもいえない。私の友人は男女共学の学校でも同様の行事があったと言っていた（男子校だった頃からの「伝統」だったのかもしれないが。）。自由法曹団の団員の皆さんの中にも、浦和高校出身の方や、それ以外でも同様の体験をされた方がいらっしやると思う。高校生だった当時は、その異常性に気づかなかったかもしれない。私も同様の立場だったらどうかかわからない。しかし、同じことが企業の新入社員研修として行われたらどうだろう？パワハラとして一発アウトではないだろうか。

■ なぜ、どのように、私が浦和高校の「校歌指導」の問題に関わっているのか

私はもともと浦和高校と何の接点もない。男子校だから卒業生でもないし、共学化の動きがあるんだなぐらいの認識だった。

きっかけはSNSである。「X」で、浦和高校の卒業生の1人（仮にAさんという）が「校歌指導」の実態を告発していた。それを私のリアル友人がリポストしていたところから実態を知るところとなり、「これは酷い…」というコメントを付けてリポストし、Aさんの投稿を読んで何回か「いいね」を押しただけであった。

そうしたところ、2024年8月、事務所の法律相談の申込みにも、Aさんから相談の予約が入ったのだ。実際に会って話を聞いたところ、「校歌指導」の場で立たされ歌わされて、前に並ばされて正座させられたという。その時の恐怖によりAさんは精神疾患を発症して不登校となり、中途退学せざるをえなくなった。現在も、PTSDと診断され、治療を続けている。Aさんが入学したのは20年以上前で、何らかの法的手段を求めているわけでもなかった。しかし、Aさんの元に、全国の高校の卒業生・在学学生・

保護者から、同様の実態が寄せられ、Aさんは自分だけの問題ではないことを知り、浦和高校だけではなく全国の高校から暴力的な「校歌指導」をなくそうと動き始めたのである。

私は、自由法曹団本部の子ども教育委員会に相談したところ、まずは浦和高校の実態を調べ、2025年度の新入生オリエンテーションで暴力的な「校歌指導」を防止しようということになった。そこから、団埼玉支部に協力してもらい、調査を行い、浦和高校に対して、実態の把握と適切な指導を要請することとなった。まだ学校から返事はない。

Aさん自身も日本共産党の埼玉県議団に要請して埼玉県教育委員会に問い合わせをしてもらい、「校歌指導」に関する見解を得たり（不十分ではあったが、この時初めて浦和高校に調査が入った。）、前述の朝日新聞や弁護士ドットコムに自らの被害体験を語り、大きく報じてもらった。その結果、2月14日には、埼玉県の教育長が、浦和高校に対し、25年前に遡って「校歌指導」の調査を指示し、「137ある全県立高校にも、上級生から下級生に対して暴言をとまなう校歌指導などの学校行事がなかったか報告を求める」と発表した。

Aさんはこれまでも、多数の弁護士や教職員組合などにも相談した経緯があったが、なかなか表立って動いてくれず、教育現場での暴力的な「指導」が改善される方向に進まなかった。私が相談を受け、何とかしたいと動き始めたことが、弁護士が調査に乗り出すという情報となってAさんから記者に伝わり、マスメディアも取り上げて大きな社会問題となっている。私自身は取材を受けただけでほとんど何もしていないけれど、被害者Aさんの立場に立って行動するというだけで力になれることがあるんだなと少し感動している。引き続き、浦和高校を皮切りに、全国の学校での暴力やいじめをなくす運動につなげていきたい。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン (入院による就業不能時追加補償特約) をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン (A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間		372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843		
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109		
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636		
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646		
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887		
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442		
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303		
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454		

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・林
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ24-07764 2024年9月17日)